

(議長)

日程第4、報告第1号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

報告第1号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、平成26年1月30日をもって専決処分いたしましたので同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

(議長)

「建設課水道課長」

「建設水道課長」(補足説明)

それでは和解及び損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

1 当事者 甲 江差町代表者町長 濱谷一治。乙 北海道函館方面江差警察署代表者署長 佐藤伸二。事故の概要であります。平成26年1月9日午前11時30分頃において、甲所有の軽トラックが警察より依頼のあった町道本町1号通りへ融雪剤を散布するため坂を下ったところ、凍結していた路面にハンドルが効かず、路上に止まっていた乙の所有するパトカーへ追突し、損傷を与えたものである。

甲及び乙は、上記に起因する損傷について、甲の負担と責任において修理することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものであります。

和解及び損害賠償額の概要であります。甲及び乙は上記に起因する車両の補修に係る費用が10万947円であると確認し、甲の加入する自動車損害共済にて修理するものとする。

甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じて、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしないという事で確認をしております。以上ご報告を申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望あ

りませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結し、終結いたします。

本案は議会の委任による専決処分で承認を要しませんのでこれをもって報告第1号は、終結いたします。

(議長)

日程第5、報告第2号 江差町教育委員会に関する事務の管理・執行状況の点検・評価報告についてを議題といたします。

報告内容については、お手元に配付のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第2号については、これをもって報告済といたします。

(議長)

日程第6、承認第1号 平成25年度江差町一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町 長」 (提案説明)

承認第1号 平成25年度江差町一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認を求める事についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1月26日の強風により江差港マリーナ艇庫屋根が破損し、早急に補修しなければ他に被害を及ぼす恐れがあった事などから2月7日をもって専決処分し

たものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上承認方よろしくお願いを申し上げます。

(議長)

はい、「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

はい。それでは補正、失礼しました、議案の5ページです。議案の5ページお願いします。予算構成表でございます、それから資料配布してございます、資料の1番でございます。事業名が江差港マリーナ艇庫屋根補修でございます。今説明ありましたように1月26日の強風によりまして、マリーナ艇庫の屋根、捲れ上がりました。剥がれた板金の取り外し及びコーキングをいたしました。これが応急処置をしたところでございます。しかしながら飛散防止、被害拡大防止の為、緊急に補修を施す必要がございました。補修部分はおよそ130平米でございます。補正額は133万4千円、財源内訳は全額一般財源で普通交付税を充当するものでございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明がございましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

はい「小野寺議員」

「小野寺議員」

あの、どういう管理状況だったのか。どういうこの間の把握をしていて、それが今回こういう緊急的に専決をしなければならない状況だったのか。先ほどの総務課長の部分ですとちょっとまだわからないので少し具体的に教えて頂きたいと思います。

(議長)

「農林水産課長」

「農林水産課長」

はい。マリーナの部分については水産の方の管理でございまして、開陽丸の方に指定管理をしているというのが現状でございます。管理の状況についてはですね、指定管理をしている開陽丸さんの方でやるのが当然ですけども、こ

の施設については築27年ほどもう既に経っておりまして、かなりの経年劣化をしているという状況にございました。先般トタン剥がれた部分を撤去した訳なんですけども。以前にもですね、一度剥がれた形跡がありました。トタンは2層になってまして、1層目だけを撤去をして2層目はそのままコーティングして応急の措置をしたという状況でございます。でも2層目もかなり劣化をしまして、全面改修をするというかたちで今回補正をさせて、専決処分をさせて頂いたところでございます。緊急的な部分については北西の風が吹くと屋根が剥がれるという状況にありますので、その風下の方にですね、プレジャーボートなり、ヨットなりがありますから、その関係上もし他のところに被害が被ったら、これまた大変なことになりますので、そういう緊急性を踏まえて専決処分をしたという事でございますのでご理解を頂きたいという風に思います。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

マリーナ施設に関して言いますと、今ちょっとたまたま条例見てますが、この艇庫に限らず、この全体の今お話あったプレジャーボートなども含めて、係留上架施設、陸上施設、屋内施設、この3つについて指定管理者に管理を委託してるという事でよろしいですよ。でそのうちのたまたま今艇庫の部分なんですけれども。で指定管理は単にそのお金の授受かな、でなくて要するに基本的には施設の維持及び管理を委託してる訳ですよ。それで、その27年経ったという事で、私は似たような事を色々町が直営維持管理している部分も含めて今回は委託管理ですけれども、同じような事を繰り返して、同じような事ちょっと聞いてるんですけれども。これ委託管理という事で、その面でまた確認したいんですが。要はこういう強風で結果的に破損してしまったという事について、日常的な維持管理の中でどういう把握をしていたのか。要するに他と同じように何か起きた段階で対処すると、同じ事繰り返してますよね。これこの時も特段きつとたまたま人身事故などなかったからあくまでもこれ破損の修理という事なんですけれども。本当に運が良かったという事しかないと思う

んですよ、この間。色んなところでもそうですね、壁が剥がれた、屋根が飛んだ、などなど。それで改めてその、指定管理者が維持管理してたという事について、どういう風に例えば江差町としては定期的に報告を受けていたとか。この部分についてはどういう風に状況を確認していたのかとか。例えば、わかりませんが、こういうものって何年間に例えば当然張り替えだとか一定の修理だとかするとすれば、わかりません私。4年とか5年とかには一度きちっと上がって目視するとか。場合によっては何でしょうかね、何かこう叩いてとか何とか。いずれにしたってそこら辺の部分、どうやって維持管理という側面で委託し、でそれを江差町としては受けて、管理してたんですか。それちょっともう1回教えて頂きたい。

(議長)

はい、「農林水産課長」

「農林水産課長」

維持管理の事なんですけども。実は毎月業務報告を出す事になってます。これを受けて私共の方では艇庫の状況だとか、施設の状況だとかを確認する訳なんですけども。屋根の部分についてはですね、今回は業務報告の中には上がって来てはおりません。ただ、艇庫そのものについてはですね、雨漏りの状況があるっていう事は従来からこれは報告を受けてますけども。その雨漏りの部分については、今後対応していこうかなという風には考えておったところですけども。今回そういう強風で屋根が剥がれたっていう状況も踏まえて、これは1つ整理出来るのかなという風に思っていました。そういう事で月々の業務報告の中で私達はその管理の状況を把握をしてたという事でございます。

「小野寺議員」

はい議長。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

大体、この破損状況っていうか、別に難しい事でなくて、多分古くなったらこうなるだろうっていうのは大体素人的に分かると思うんです。今のお話ですと業務報告の中にこういう事っていうのは項目がなかったのか、あったけれど

もしなかったのか。そもそもこれが当たり前で当然やるべき維持管理という内容なのか。少しどこの問題なのか。これ今後のこういう事を繰り返さないという事をね、するためにも私少ししつこいんですが、ちょっとはつきりさせたい。それ1つ。

それから合わせて。ちょっと心配なのでお聞きしたいんですが。さっき言ったこのマリーナ全体的に私も何回かあそこ行って、かなり錆びてるな、まあ海の側だから当然かなと思います、がこの艇庫以外にこのマリーナ、江差町で管理委託している部分だけでもいいですとりあえず、の部分で先ほど言った、の部分で緊急的にこういうところってきちっと直さなかったら利用者に大きなもしかしたら損害も与えるかもしれないという事ってないんですか。そこら辺ちょっと教えて下さい。

(議長)

「農林水産課長」

「農林水産課長」

他にその他のものに被害を与えるような施設の破損状況の部分についてはですね、あの徒渉池といいますか。そのプール、子どもたちが遊ぶプールがあるんですけれども、あそこの施設の浄化施設がまず、機能してないっていうのが一つございます。それが今一番大きな問題となってまして、昨年度ポンプを確か買ってですね、海の水をそのまま上げてたという事があります。その大きな部分ではそれぐらいかなという風に私の方では押さえてます。細いのはたくさんまだあるんでしょうけども、直接その利用する人、人達に被害って言いますか、そういうのを与えるような部分では、今言ったそのプールの部分が一番大きなところかなというところでは押さえております。

「小野寺議員」

前段の部分は、前段の。ここの部分、何が問題だったんですか。町の問題ですか、委託管理受けてる指定管理者の問題ですか。

「農林水産課長」

いや、結論から言うとやっぱり、今まで財政的な部分もあったんでしょうけども、本来ですと定期的な点検が必要だったろうし、定期的補修等も必要だったんだろうと思いますけども。中々その屋根の部分についてはですね、実際の話屋根まで上がって職員がですね、見ているっていう現状にはなってはおりません。下から見て確認をする程度のものかなという風には思っています。これ

からマリーナだけではなくて、町の方にはですね、色んな公共施設たくさんあると思いますので、そういう事も十分配慮しながらですね、マリーナの部分については対応していきたいという風に思っておりますのでよろしくお願いしたいという風に思います。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、本案については、討論を省略し、ただちに採決いたします。

(議長)

承認第1号 平成25年度江差町一般会計補正予算(第14号)の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、承認第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(議長)

日程第7、議案第1号 定住自立圏形成協定の締結についてを議題といたし

ます。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町 長」 (提案説明)

議案第1号 定住自立圏形成協定の締結についてでございます。

函館市と定住自立圏形成協定を締結する事について、江差町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決方よろしくお願いを申し上げます。

(議長)

はい、「政策推進課長」

「政策推進課長」 (補足説明)

それでは議案の第1号 定住自立圏の形成協定の締結についてご説明申し上げます。議案の方は16ページお開き下さい。それから議案の資料、こちらは2ページから4ページにちょっとつけております。最初に議案の16ページからの協定書の概要をご説明いたしますけども、これまで9月定例会で行政報告、それから10月の全員協議会、12月議会におきましても、資料の配布を含め、定住自立圏の経過と内容ご説明申し上げますけども、協定の締結についてご説明いたします。

議案16ページの方で協定内容のポイントでございますが、1つは協定は中心市となる函館市と江差町の対一の協定になるという事でございます。

2つ目は、第1条の目的、それから第2条の基本方針は記載のとおりでございます。特に第3条の連携する取り組み分野は第1号から3号までの3分野。この3分野の連携が国の定住自立圏形成の必要条件という風になります。具体的な連携内容は議案の18ページをご覧ください。議案の18ページ。別表第1のア 広域医療体制等の充実、イ 広域観光の推進。別表第2の地域公共交通、基幹道路ネットワーク、国際化の推進。それから別表第3の人材育成までのこの3分野6項目での協定を締結するものでございます。この6項目を基本にして函館市と17の市町が協定を締結してこの4月から始まる共生ビジョンの策定作業の中で具体的な函館市と連携する事業参画内容を協議し作り上げていくという事でございます。

次に議案16ページに一度お戻り下さい。3つ目第4条に事務の執行と費用負担の内容が記載されておりますが、この26年度のスタート年度は新規の連携事業はドクターヘリなどに限定されるものと想定されておりますけども。その他、まだはっきり確定した話ではございませんけども、電子カルテの医療連携システム運営経費が健康推進課からも予算計上されておりますけども、この協定項目になるのかどうかという事も4月の共生ビジョン策定段階で協議確認をする予定でおります。

また例えば観光プロモーションなど函館市と連携をした取り組みになれば、町の財源支出分がこの定住自立圏による特別交付税措置の対象になる場合も考えられますし、6項目の連携協定を締結しても、事業参加しない場合は費用の負担は伴わないという事になります。

もう1点ですが、で6項目のこの連携において江差町から新たにこういう事業を連携したいという意向があっても、函館市が連携事業の承諾をしなければ特別交付税措置される事業にはならないという点もお含み下さい。

17ページの第6条の協定の廃止、第7条の疑義の解決は記載のとおりですので割愛させていただきます。さらに定住自立圏に関係した内容いくつかご説明させていただきますが、9月を目途に26年度から5カ年間のこの共生ビジョンの策定となりますが、毎年共生ビジョンの見直しを行っていく事になっております。共生ビジョンは函館市を中心となって策定されますけども、行政サイドだけではなくて、共生ビジョン懇談会が設置され、医療や観光、産業や町づくりの分野で12名の委員を選出する予定です。檜山管内からも持ち回りで委員の選出をして、初年度このスタートの初年度は江差からは医療関係の委員選出という事が予定されておまして、今後正式通知があるか、あるものと思っております。

また特別交付税の措置される額でありますけども、議案の資料の2ページ以降にも資料添付されておりますけども、中心市が4千万、それから周辺市町村が1千万を上限額の財政措置でございますけども、26年度から中心市が8,500万、それから周辺市町は1,500万円に引き上げ改正される予定と伺っておりますのでこれもまだ正式通知ございませんけども、合わせてご説明させていただきます。

最後に道南圏域18の市町全てがこの3月定例会において協定の締結について議会提案され、議会終了、終了後の3月27日には函館市にて18の市町の首長さん方が集まり、調印式が予定されている事を申し添え、提案内容の説明とさせていただきます。以上よろしくお願いたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第1号 定住、定住自立圏（形成）協定の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第2号 平成25年度江差町一般会計補正予算（第15号）についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」（提案説明）

議案第2号 平成25年度江差町一般会計補正予算（第15号）についてで

ございます。今回の補正の内容につきましては、農業基盤整備促進事業等12事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億4,334万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,779万7千円とするものでございます。併せまして、継続費の補正、繰越明許費、債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたします。ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは補正予算の関連でございます。議案は補正予算議案でございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。3ページの予算構成表で説明いたします。それから、資料の方も配布してございまして、ご覧頂きたいと思ひます。

1つ目でございまして、農業体質強化基盤整備でございまして。これは資料3も併せてご覧頂きたいと思ひます。内容です。排水不良となっております水田の暗渠排水整備、これを行うものでございまして。対象予定戸数は14戸でございまして。整備面積は20.8haを予定しております。補正額が4,571万6千円。財源内訳は国庫支出金が3,120万円。その他特定財源、これは農家の負担金でございまして。1,352万円、一般財源が99万6千円でございまして。

次に町営住宅南が丘第2団地外壁等改修でございまして。これは資料4も併せてご覧頂きたいと思ひます。内容です。南が丘第2団地これは全11棟でございまして。47戸でございましてけれども、このうち今回は3棟、16戸の外壁及び屋根の板金、屋根板金の改修を行うものでございまして。資料4の緑色でございまして、3棟でございましてけれども、この部分でございまして。補正額は1,827万1千円。財源内訳は国庫支出金が877万円、一般財源が950万1千円でございまして。

次、檜山広域行政組合負担金でございまして。消防救急デジタル無線整備でございまして。これは資料5と6ご覧頂きたいと思ひます。消防救急デジタル無線整備事業につきましては、全員協議会でも一定程度の説明をさせて頂きました。資料6、8ページでございましてけれども、これをご覧頂きたいと思ひます。右側の欄に3カ年の整備費を記載しております。25年度分が7,723万7千円でございまして。これが事業費、全部、全部の事業費でございまして。このうち2分の1が補助金交付されます。従って残りの2分の1、3,861万9千円を補正のお願いをするものでございまして。

それから、前の資料5 ご覧頂きたいと思います。少し文字が小さくて申し訳
ございませんけれども。無線の基地局、これは上ノ国町とそれから江差町、共
同設置するものでございます。夷王山に共同設置します。これを確認してござ
います。最終の系統図、それから機器の種類、これを色別にしてございます。
あずき色、これが共通部分でございます。それから青、青色、これ江差消防署
単独分、黄色が上ノ国町の単独分、茶色が広域行政消防本部設置する分ござ
います。文字小さくて本当に申し訳ないなという風に思います。予算構成表に
戻ります。補正額は3, 861万9千円でございます。財源内訳は地方債、こ
れが3, 860万円。一般財源が1万9千円でございます。

次です、江差中学校改築整備でございます。江差中学校の本体工事、これは
2年目の事業、25年度補正で前倒しするものでございます。今回、前倒しす
る分は交付金の対象となる分でございます。従いまして交付金の対象外の部分、
およそ6, 500万円につきましては26年度の当初予算の方で計上をお願い
するものでございます。今回の補正額は8億3, 702万、失礼しました。8
億3, 720万9千円でございます。財源内訳は国庫支出金が2億8, 120
万2千円、地方債が5億5, 580万円でございます。一般財源が20万7千
円でございます。以上4つの事業につきましては国の予算補正、これを活用し
ての補正でございます。

次でございます。ふるさと応援基金積立でございます。ふるさと応援基金を
基金に積立するものでございます。予算額が100万3千円、これに対しまし
て1月末現在で寄附金、寄附が11件ございました。134万5千円の寄附が
あった訳でございます。従いまして40万円を補正のお願いをするものでござ
います。財源内訳はその他特定財源寄附金でございます。

次に介護保険特別会計繰出金でございます。保険事業勘定への繰出金の補正
でございます。施設入所者の増によりまして、介護サービス給付金に予算不足
が見込まれます。よって、補正をお願いするものでございます。補正額は60
万円、財源内訳は全額一般財源でございます。

次です、道路照明管理でございます。町道街路灯に係る電気料金、それから
修繕費の補正でございます。昨年9月から電気料金の値上げの影響が、影響で
予算に不足が見込まれるという事から補正のお願いをするものでございます。
補正額は77万円、財源内訳は全額一般財源でございます。

次です、町内会等管理灯、管理街灯助成でございます。内容でございます。
昨年9月からの電気料金の値上げの影響で、街灯助成事業に係る予算に不足が
見込まれる事から、補正のお願いをするものでございます。補正額は36万円、
財源内訳は、全額一般財源でございます。

次でございます。歴まち景観形成補助でございます。内容はふるさと江差の

街並み景観形成地区条例に基づきまして1件の申請ございました。これは車庫の新築でございます。補助金交付要綱によりまして事業の2分の1を助成するものでございます。補正額は79万8千円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

次に公共下水道事業特別会計繰出金でございます。内容は下水道会計の消費税、中間納付分に不足が見込まれます。よって補正をお願いするものでございます。補正額は50万円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

次に図書館資料整備でございます。先ほどの行政報告でも説明申し上げました、江差町図書館図書購入のための10万円の寄附がございました。これを財源として図書館図書購入費の増額補正を行うものでございます。補正額は10万円でございます、財源内訳は全額その他特定財源、寄附金でございます。

次でございます、8月18日豪雨に係るかもめ島公園遊歩道災害復旧対策でございます。内容につきましては本事業の財源更正を行うものでございます。一般財源で計画していた分120万円の起債対象の見込が立ったという事で財源を更正をするものでございます。

以上補正額合計9億4,334万3千円でございます。財源内訳は国庫支出金が2億8,997万2千円。道支出金が3,120万円、地方債が5億9,560万円。その他特定財源が1,402万円。一般財源は1,255万1千円となるものでございます。なお一般財源につきましては普通交付税を充当するものでございます。

続きまして6ページお願いいたします。第2表の継続費補正でございます。江差中学校改築整備につきまして本体工事を複数年に渡りまして事業としております。これを、この継続費をお願いしているものでございますが、年度割の額について25年度26年度についてそれぞれ補正後の額に変更となるものでございます。20ページに飛びますけども、継続費に関する調書、記載しております。全体の支出計画等を記載してございます。

続きまして7ページでございます。第3表の繰越明許費でございます。これにつきましては予算成立後、年度内にその支出を終わらない見込となります事から、翌年度に繰り越して使用するための繰越明許を行うものでございます。国の補正関連の農業体質強化基盤整備以下3事業につきまして、繰越明許を行うものでございます。

続きまして次のページ、8ページでございます。第4表、債務負担行為補正の追加分でございます。内容です、平成26年4月1日から業務の開始が必要なものにつきまして、平成25年度中に契約をし、業務遂行に遺漏なき措置をするものでございます。広報印刷製本、期間が平成25年から26年度。限度額が257万6千円であります。以下9ページの運動公園電気設備保守委託ま

で記載のとおりでありますので説明は割愛させていただきます。

9ページの下段2つ項目でございます。江差追分会館・江差山車会館指定管理委託及び江差町文化会館指定管理委託。これにつきましては、期間が平成26年から平成30年度となりまして、期間が5年間ということになります。限度額は記載のとおりでございます。21ページ、22ページに債務負担行為に関する調書を記載しておりますので前年度、それから当該年度以降の支出予定額を記載してございます。この中で1点だけ訂正をお願いします。21ページの中ほどにひのき荘浄化槽保守委託の当該年度以降の支出予定額、57万9千円それからその右側に財源内訳57万9千円ありますが、これは27万9千円の誤りでございました。たいへん申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

続きまして、10ページでございます。第5表の地方債補正の追加と変更でございます。追加分でございます。起債の目的、消防緊急デジタル無線整備、限度額が3,860万円、起債の方法 証書借り入れ、利率5.0%以内とし、但し書きは記載のとおりでございます。債務の、償還の方法 借り入れ先の貸付条件によるとし、但し書きは記載のとおりでございます。2つ目はかもめ島公園遊歩道災害復旧、限度額120万円。以下記載のとおりでございます。次に変更分でございます。起債の目的、江差中学校改築整備でございます。限度額が変更前が680万円、変更後が5億6,260万円になるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。関連しまして23ページでございます。平成25年度末の地方債の現在高見込みに関する調書でございます。今回の補正後の25年度末71億1,236万円となるものでございます。以上でございます。

(議長)

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第2号 平成25年度・江差町一般会計補正予算(第15号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

11時20分まで休憩いたします。

(休憩中)

(議長)

はい、休憩を閉じて再開いたします。

日程第9、議案第23号 平成25年度・江差町一般会計補正予算(第16号)について議題とします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第23号 平成25年度江差町一般会計補正予算(第16号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、直轄港湾災害復旧の繰越明許をお願いするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたします。ご審議の上、議決方よろしくお願いを申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは、議案目次その2というのを配布してございます。よろしくお願ひします。これの3ページの第1表繰越明許費補正の追加でございます。直轄港湾災害復旧事業、これは西外防破堤でございます。3,883万6千円ですね、予算計上しておりました。事業主体でございます国におきまして、事業費の繰越が生じたことから、町においても388万4千円の繰越明許を行うものでございます。国の繰越理由でございます。これにつきましては、天候悪化、いわゆるたびたびの時化によりまして、調査及び施工が遅れたことが要因でございます。以上でございます。

(議長)

はい、以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

(他に) 質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第23号 平成25年度・江差町一般会計補正予算(第16号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第10、議案第3号 平成25年度・江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第3号 平成25年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、国民健康保険事業等に関わる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ528千円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,203万3千円とするものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決方よろしくお願いを申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」(補足説明)

それでは補足説明をいたします。補正予算議案の、議案27ページの予算構成表で説明をいたします。まず、国民健康保険事業のレセプト点検員配置でございます。補正額403万6千円の減額補正でございます。内容につきましては、昨年12月議会、議会において補正をしました医療費適正化事業への予算振替から不執行に見込まれる経費について減額をお願いするものでございます。

次に、会計検査に伴う療養給付費負担金等の返還でございます。内容につきましては、会計検査院が北海道への会計検査において、北海道が市町村に示した国の負担金の算出表に誤りがあるとの指摘を受け、これに基づき算出した結果、医療費に対する国の療養給付金、給付費負担金227万4千円、国保会計を支援する財政調整交付金89万円、合計316万4千円が過大交付の指摘を受け、返還するものでございます。この他平成24年度特定健康診査保険指導国庫道費負担金34万4千円でございますが、対象費用の確定に伴い超過交付を返還するものでございます。財源につきましては、全額繰越金を充当するものでございます。以上でございます。

(議長)

はい、以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

(他に) 質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第3号 平成25年度・江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第4号 平成25年度・江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町 長」 (提案説明)

議案第4号 平成25年度江差町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。今回の補正の内容につきましては、介護保険システム改修等3事業に関わる経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ579万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,744万円とするものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明いたします。議決方よろしくお願いを申し上げます。

（議長）

「健康推進課長」

「健康推進課長」（補足説明）

それでは私の方から補足説明いたします。補正予算書、議案補、正予算議案書39ページをお願いいたします。資料は9ページに掲載してあります。

最初に保険事業勘定における補正について説明いたします。事業名介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修でございます。補正額74万6千円。財源内訳は国庫補助金が37万2千円、一般財源が37万4千円でございます。国の2分の1補助事業でございます。内容ですけれども、平成26年4月からの介護保険制度改正等に伴いまして、区分支給限度基準額の見直し等が行われることになりました。このことから介護保険事務処理システムの改修を行う必要が生じてきたものでございます。

次に居宅介護サービス等給付事業でございます。補正額480万円、財源内訳ですけれども、国庫負担金が115万4千円、道支出金が79万、その他特財が204万。これは支払基金交付金と一般会計からの繰出金でございます。それから、一般財源が81万6千円で、これは繰越金となるものでございます。内容ですけれども、施設サービス入所者の増加等によりまして、介護給付費の執行状況を推計した結果、予算に不足見込みが生じたことから補正が必要となったものでございます。要因ですけれども、居宅介護、施設介護及び特定入所者介護サービスにおける給付費が増額していることが主な要因でございます。

次に49ページをご覧ください。介護サービス事業、サービス勘定における補正でございます。予算構成表でご説明いたします。事業名 ケアプラン作成委託でございます。補正額は25万円。財源はその他特財25万円でサービス支援でございます。内容ですけれども、介護保険ケアプラン作成に伴う業務委託件数の増加によりまして、委託料において不足が生じたことから補正をお願いするものでございます。以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

(他に) 質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議」なしの声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第4号 平成25年度・江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第5号 平成25年度・江差町公共(下)水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町 長」（提案説明）

議案第5号 平成25年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。今回の補正の内容につきましては、消費税納付に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ50万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億6,012万8千円とするものでございます。併せまして債務負担行為をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては担当課長より説明いたします。議決方よろしくお願いを申し上げます。

（議長）

「建設水道課長」

「建設水道課長」（補足説明）

それでは、議案書61ページをお開き下さい。予算構成表でご説明をいたします。公共下水道費の一般管理費で消費税納付について50万円の補正をお願いするものであります。財源の内訳は、その他特定財源50万円でございます。

補正の内容につきましては、平成25年度公共下水道の消費税中間納付に係る不足額が生じたことによります。

次に65ページをお開き下さい。債務負担行為であります。五勝手中継ポンプ場電気設備保守委託について債務負担行為をお願いするものであります。期間は平成25年度から平成26年度で限度額25万円。次に江差・上ノ国下水道管理センター電気設備保守委託でございます。同じく、期間は平成25年度から26年度。限度額は37万4千円をお願いするものであります。よろしくご審議の上、議決方お願い申し上げます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

（他に）質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

（議長）

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第5号 平成25年度・江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第6号 平成25年度・江差町水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

(議長)

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第6号 平成25年度江差町水道事業会計補正予算(第4号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、平成25年度に購入した量水器を資産として計上するもので、資本的支出の予定額に512万6千円を追加するものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたします。ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」(補足説明)

江差町水道事業会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、平成25年度に新規購入した量水器。水道メーターでございますが、これを資産として計上するため、資本的支出の営業設備費の補正をお願いするものでございます。512万6千円の補正により、資本的支出の合計が、4億197万2千円となるものであります。なお、本補正につきましては、既に支出済みの費用を振替するものであるため、新たな現金の支出は伴いません。ご審議の上、議決方しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

(他に) 質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決いたします。

(議長)

議案第6号 平成25年度・江差町水道事業会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。